

防衛装備庁公示第4号
令和6年4月9日

令和6年度「T-5初等練習機」の契約希望者募集要領

T-5初等練習機の契約を希望する者は、下記に基づき応募してください。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長
久澤 洋
(公印省略)

記

- 1 装備品等の品名及び仕様書等
品 名：T-5初等練習機
仕様書番号：MHP-V-61040-19
- 2 応募に必要な資格
公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
 - (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」の関東・甲信越地域の競争参加資格(以下「競争参加資格」という。)を有する者であること。
 - (3) 防衛装備庁の「入札及び契約心得」(防衛装備庁公示第1号)及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
 - (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 希望する品目に係る航空機製造事業法第6条第1項の規定に基づく事業の許可(「航空機等試験的製造の届出」を含む。)を受けている者又は、許認可の取得に向けて申請準備を行なっている者であること。

3 応募方法

- (1) 応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」(以下「申請書」という。)により応募するものとし、併せて別紙「審査資料」に所要事項を記入のうえ、次の項目を証明する具体的資料(以下、提出資料という。)を付して提出しなければならない。

ア 競争参加資格に係る資格審査結果通知書の写し。

イ 2(6)の航空機製造事業法に係る許認可が確認できる資料。(下請負者を含む。)

(許認可の取得に向けて経済産業省と調整中の者は調整中であることを証明する資料、もしくは、申請準備資料。)

なお、航空機製造事業法に係る許認可に関しては、経済産業省へ確認する場合があります。

ウ 希望する品目の製造態勢を有することを証明する資料。ただし、希望する品目と同種又は類似航空機等の製造請負契約実績を有する者である場合には、過去の製造請負契約実績及びその態勢が維持されていることの確認をもって以下の提出資料を省略することができます。

(ア) 製造の実施方針及び全般概要

(イ) 設計、製造等に関する技術力、人員及び施設設備等の能力

(ウ) 設計、製造等の体制及び部門別計画

(エ) 品質管理体制

(オ) 製造部品等の管理体制

(カ) 製造等に関する技術管理体制

- (2) 提出資料 提出期限までに書面により提出(郵送による提出を含む。)すること。

- (3) 提出期限 令和6年4月23日(火)

- (4) 提出時間 土曜日及び日曜並びに祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (5) 提出先 〒162-8870 東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛装備庁調達事業部航空機調達官

03-3268-3111(内線 35605)

メールアドレス: ichihashi.hidetoshi.ro@atla.mod.go.jp

4 装備品等の仕様書等の交付方法等

- (1) 交付方法 手渡しによる交付。

- (2) 交付時間 3(4)に同じ。

- (3) 交付場所 3(5)に同じ。

5 提出資料の審査等

- (1) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から資料について説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合に

は、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

- (2) 資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造態勢等の調査のために工場等（下請負者の工場等含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (3) 提出された資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

6 審査結果の通知等

- (1) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知します。
- (2) 指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年度防衛庁訓令第108号）第17条及び第18条の規定を適用します。

7 審査結果の疑義に対する処理

- (1) 審査結果に対し疑義がある場合には、分任支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができます。
 - ア 提出期限 審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して、5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）
 - イ 提出時間 3(4)に同じ。
 - ウ 提出場所 3(5)に同じ。
 - エ その他 書面により提出（郵送による提出を含む。）すること（郵送の場合は当日消印有効。）
- (2) 分任支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

8 再苦情の申立て

- (1) 7の(2)の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して7日以内（休日は含まない。）に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができます。
 - ア 提出時間 3(4)に同じ。
 - イ 提出場所 3(5)に同じ。
 - ウ その他 書面は持参又は郵送すること。（郵送の場合は当日消印有効。）
- (2) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときには、前号の最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答します。

9 提出資料等の取り扱いに関する留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相

手方としない場合があります。

- (2) 提出資料の作成、提出、説明及び5(2)の調査への協力に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された提出資料は返却しません。
- (4) 提出された提出資料は提出者に無断で他の目的に使用しません。
- (5) 原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。
- (6) 提出資料に自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記すること。
- (7) 提出に当たって官給品及び貸付品等の貸与は行わない。
- (8) 提出に当たって必要となる第三者の技術資料等は、知的財産に関する権利等を含め、提出者の責任により取得しなければならない。

10 応募者の義務等

- (1) 入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札又は商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。
- (2) 応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。
- (3) 応募者は、貸出した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

11 その他の注意事項

- (1) 現に指名停止を受けている者の下請負(下請負の届出によるものを除く。)については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 公示品目については、公示の時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。

契 約 希 望 申 請 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部長
久澤 洋 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

当社は、防衛装備庁公示第 号（令和 年 月 日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

品 目
T-5 初等練習機

審査資料

	審査項目	審査項目に対する回答	審査項目を証明する具体的資料
1	予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定の該当の有無		
2	競争参加資格に係る資格審査決定内容		
3	大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。		
4	航空機製造事業法に係る事業の許可及び製造方法の認可を受けていること又は許認可の取得に向けて経済産業省と調整中の者は調整中であることを証明する資料、もしくは、申請準備資料（下請負者を含む。）		
5	製造態勢を有することを証明する資料		
	(1) 製造の実施方針及び全般概要		
	(2) 設計、製造等に関する技術力、人員及び施設設備等の能力		
	(3) 設計、製造等の体制及び部門別計画		
	(4) 品質管理体制		
	(5) 製造部品等の管理体制		
	(6) 製造等に関する技術管理体制		